

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年6月21日)

[件名]

- 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について 1
(警務部会計課)
- 鳥取県暴力団排除条例の周知徹底状況について 2
(刑事部組織犯罪対策課)
- 鳥取県道路交通法施行細則（鳥取県公安委員会規則）の一部改正について
..... 3
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成23年6月21日
警 察 本 部
(警務部会計課)

1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(6月7日までに追加実施を決定した事業) 1,084千円

2 追加実施事業の内訳

(単位：千円)

事業名	H23年度における雇用創出人数	H23年度執行予定額	事業概要
警察本部被服装備品管理業務支援事業	1名	1,084	退職者等から返納された制服等の貸与品について、近年は多数の退職者から大量の返納があり、一部は十分に整理整頓できていない状態で保管している。 効率的に貸与品の支給業務を行うために、サイズ別仕分け作業等を行う臨時職員を雇用する。
計	1名	1,084	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

鳥取県暴力団排除条例の周知徹底状況について

平成23年6月21日
警 察 本 部
(刑事部組織犯罪対策課)

1 鳥取県暴力団排除条例の制定状況

3月18日公布、4月1日施行

※罰則及び調査・勧告・事実の公表については7月1日施行

2 条例の周知徹底状況

(1) 各広報媒体の活用

- 県警ホームページへの掲載
- 懸垂幕・横断幕の掲示(3月18日～、全9署)
- 主要なJR駅前等県下11箇所では広報実施(4月18日)
- 電光掲示板への広報(5月6日～5月31日、中国電力)
- テレビCM(5月30日～6月5日、テレビ3局)
- ケーブルテレビ(6月9日、中海テレビ放送)

(2) 各種会議・講習の活用

- 不当要求防止責任者講習の実施
- 各種講習会、研修会等を通じての周知

(3) 窓口の開設と活用

- 相談、問い合わせなどに対する対応の充実
・ 暴排条例専用ダイヤルの設置(電話:0857-27-8930)

(4) 自主的な取組の促進

- 各種業界における暴排宣言決議の働き掛け(5月23日、鳥取県銀行警察連絡協議会)

3 今後の予定

(1) 各広報媒体の活用

- 広報塔、電光掲示板への広報
- ケーブルテレビ局
- 7月1日～罰則、調査・勧告・公表の施行
 - ・ 県警ホームページ
 - ・ リーフレット配布
 - 警察音楽隊プロムナードコンサート(6月24日)
 - 街頭広報(7月1日、県下一斉)
 - ガイナレ鳥取における少年サッカー教室(7月18日)

(2) 各種会議・講習の活用

- 不当要求防止責任者講習の実施(6月以降26回)
- 鳥取県暴力団排除関係組織連絡協議会の開催(26団体)

(3) 窓口の開設と活用

- 警察安全相談等の活用
- 暴力無料相談所の開設(11月)

(4) 自主的な取組の促進(暴排宣言)

- 鳥取県遊技業協同組合による暴排宣言決議(6月24日)



JR鳥取駅前での広報状況



暴排条例CM

鳥取県道路交通法施行細則(鳥取県公安委員会規則)の一部改正について

平成23年6月21日
警 察 本 部
(交通部交通企画課)

1 改正の趣旨

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、自転車が関係する交通事故の割合が増加傾向にあることから、自転車による交通事故の抑止を図るため、鳥取県道路交通法施行細則(以下「細則」という。)に定める車両等の運転者の遵守事項に、自転車の傘差し運転、携帯電話使用運転の禁止を加える等の一部改正を行ったもの。

○ 自転車関係事故の推移

区分 \ 年別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全 事 故 (件)	2,878	2,539	2,138	1,952	1,812
自転車関係事故(件)	385	379	333	277	296
構 成 率 (%)	13.4	14.9	15.6	14.2	16.3

2 改正の内容

細則第9条の22(車両等の運転者の遵守事項)に、次に掲げる行為を加えた。

(1) 第5号

傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。

(2) 第9号

有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。

(3) 第10号

自転車を運転するときは、携帯電話用装置その他の無線通話装置を手で保持して通話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自転車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

※ 罰則(5万円以下の罰金)

3 施行日程

- (1) 公布日 平成23年5月13日(金)
- (2) 施行日 平成23年10月1日(土)

4 県民への広報啓発取組

- (1) 県下一斉街頭指導日(雨着着用推進強化日)の設定による広報啓発
- (2) 交通関係機関、市町村、学校、自転車販売店、雨着販売店への周知と協力要請
- (3) 報道提供、県政だより・県警ホームページ・警察広報紙への掲載等により県民への周知を図る。